

保護者各位

西東京市子育て支援部

保育課長 海老澤 功

緊急事態宣言を受けた特別保育の実施について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、登園の自粛等にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

この度、4月7日の国による緊急事態宣言及び4月9日の東京都の方針決定を受け、本市の認可保育所等（認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）における保育提供体制を縮小いたします。皆様の大切なお子様や、保護者の皆様、そして保育園職員を新型コロナウイルスの感染から守るための取組みに、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 保育所等の運営について

- (1) 緊急事態宣言の期間である4月15日（水）から5月6日（水）まで、認可保育所等を原則「臨時休園」とします。緊急事態宣言を受けて在園する保育園が休園となることを勤務先にお伝えいただき、ご家庭での保育をお願いいたします。
- (2) 緊急事態宣言が発令された状況下でも、世帯の全ての保護者の方が社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているご家庭など、どうしても保育が必要なご事情があるご家庭については、届け出に応じて「特別保育」を実施します。
- (3) 緊急事態宣言の状況下で求められる人と人との接触を徹底的に低減するため、「特別保育」の希望者がいない日は保育園を休園とし、保育園職員も外出を控えます。

2. 特別保育の実施について

- (1) 「特別保育」については、在園する保育園にて実施します。運営に当たっては、お預かりするお子様や保育園職員等の感染リスクを抑えるため、お預かりするお子様の人数に見合う縮小した職員体制で実施いたします。
- (2) 「特別保育」は4月15日（水）より実施します。保育が必要なご家庭は別紙「緊急事態宣言を受けた特別保育利用届出書」を4月14日（火）までに在園している保育園にご提出ください。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「特別保育」を申し込まれた場合でも、利用できるのは、保護者が勤務を要する日に限定されます。お休みすることができる日はお休みいただくことや、早めのお迎えにご協力をお願いいたします。

3. 保育内容

「特別保育」は、通常よりも縮小された職員体制にてお子様をお預かりします。そのためクラス編成や保育内容等が日常的なものとは異なる対応となる場合がありますので、予めご了承ください。また誕生日会等の行事は実施いたしません。

なお、利用児童や保育園職員に新型コロナウイルス感染が判明した場合等につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため14日間の休園となります。

4. 保育料の扱いについて

- (1) 「特別保育」を利用されないご家庭の保育料は、日割りにて減免いたします。
- (2) 保育園利用自粛の願いは「特別保育」中も継続しています。「特別保育」を利用される方で特別保育利用中の一部利用自粛にご協力いただける方は、4月14日（火）までに在園の保育園にお申し出ください。なお、既に一部利用自粛のお申し出をいただいている方は改めての申し出は不要です。
- (3) 減免した保育料は6月以降の保育料に充当する予定です。

5. 認証保育所等について

認証保育所等の認可外保育施設につきましては、認可保育所等と同様の対応をとっていただくよう要請します。詳しくは各施設にご確認ください。

6. ご家庭での保育について

ご家庭での保育においては、お子様が保育園のお友達と遊べないなど、今までの日常生活とは違うストレスにさらされることもあると思います。保護者の皆様におかれましても、日頃とは違うご様子のお子様のご様子にご不安を抱かれることもあるかと思います。そのような子育てのお悩みがもし起きたときは、どうぞ地域子育て支援センターの電話相談（平日の朝9時30分から午後4時30分まで）をご利用ください。公立保育園の栄養士・看護師、地域子育て支援センター専任の保育士が子育ての相談をお受けいたします。

地域子育て支援センター	すみよし	電話 042-421-8146
	けやき	電話 042-464-3823
	なかまち	電話 042-422-4880
	ひがし	電話 042-421-9913
	やぎさわ	電話 042-465-0328

【問い合わせ先】

西東京市子育て支援部保育課保育係
電話：042-460-9842